

令和7年度 事業計画

令和6年1月1日に発生した能登半島震災の完全復興への道のりは今なお遠い。日本列島は地質学上いっどこで地震が起きてもおかしくない位置にあると聞く。また、近年気候変動による水害も多い。本会としても災害時に対する準備は不可欠と考える。今後いつ災害が起きても迅速に対応できるよう、災害に対する組織を強化し、資材の準備、研修会などを、今ある取り組みも含めてさらに整備を進めたい。

薬剤師、薬局を取り巻く課題は山積みである。令和7年度も引き続き各種委員会の活動、研修会を積極的に行っていきたい。更に薬機法で定められた機能別薬局についても拡充を目指したい。群馬県病院薬剤師会、高崎健康福祉大学と共催の第8回群馬薬学大会が5月18日（予定）に高崎健康福祉大学にて行われる。余念なく準備を進めるとともに、成功に向けて更に力を傾注したい。

（4月からは、公益社団法人として新たなスタートを切ることになる。（予定））当会活動のさらなる充実を図るため、会員皆様の引き続きのご理解、ご協力をお願いしたい。

I. 定款第4条の事業計画

以下、各事業を行うために設置した委員会活動について記述する。

1. 薬学及び薬業の進歩発展に関する事業

（1）教育研修委員会

薬剤師の知識・技能・態度の向上並びに生涯教育における継続的な学習を通して、一般県民への適切な指導を行うことにより、健康・福祉の増進並びに公衆衛生の向上に寄与することを目的として、次の事業を行う。

- ①薬剤師の学術的な向上を図るため、薬学大会を開催し、講演による知識の向上と、薬剤師として業務上関わる問題について研究発表することにより、問題点の改善等を図る。メインテーマを「今こそ躍動せよ薬剤師！～変革する医療環境の中、輝く未来のために～」と題して、第8回群馬県薬学大会（第21回群馬県薬剤師会学術大会）を5月18日（予定）に高崎健康福祉大学（オンライン併設）にて開催する。
- ②一般県民の健康・福祉の増進あるいは公衆衛生に寄与するため、イベント等の開催にあわせて、県民公開講座を開催する。
- ③薬機法で医療機器販売業者等の営業所管理者に、年1回の受講が義務づけられている「医療機器販売業責任管理者の継続研修会」を開催し、管理者に対して教育・指導を行う。
- ④より良い医療を患者に提供していくため、病院や地域における在宅医療介護チームに貢献する薬剤師を育成することを目的とした、薬薬連携セミナーを開催する。
- ⑤薬学生の薬局実務実習の受け入れを行う。受け入れにあたっては、受入薬局のみならず、その他の薬局も協力して、さまざまな問題に対応していく。
- ⑥薬局実務実習における、薬学生の受入先薬局の割り振りを行う。
- ⑦認定実務実習指導薬剤師の養成のため、関東地区調整機構と共催でワークショップを開催する。
- ⑧研究対象者の人権の保護、安全の保持及び福祉の向上を図りつつ、人を対象とする医学系研究の科学的な質及び結果の信頼性並びに倫理的妥当性を確保することを主な目的として、研究倫理審査委員会を運営する。
- ⑨地域薬学ケア専門薬剤師を目指していけるようサポートするため、基幹施設（研修病

院)と研修希望者との調整(マッチング)業務を行う。

(2) 青年部組織強化委員会 I

- ①保険薬局業務に精通していない薬剤師や子育て等の離職によりブランクのある薬剤師を対象に、地域包括ケアシステムを構築する中で、薬剤師としての知識・技能・コミュニケーションスキルを発揮できる状態にすることを目的とした、復職支援事業を実施する。

2. 薬剤師の職能の向上に関する事業及び公衆衛生の普及・指導に関する事業

(1) 職能対策委員会

団塊の世代が後期高齢者となる年を迎え、医療・介護・予防・住まい・生活支援を他の職種と連携しながら積極的に役割分担を果たしていくことが求められる。また、そのためにも医薬品の適正な使用と管理の指導、安定供給に責任を持つこと、そして新興感染症や地震や豪雨などの大規模災害などに対しても迅速に行動が取れるよう、関係団体との連携を取りながら次の事業の充実をはかる。

①薬局業務関連

- (ア) 健康サポート薬局、地域連携薬局と専門医療機関連携薬局を増加
- (イ) 後発医薬品の適正な使用促進
- (ウ) 各方面への調査研究協力

②医療安全関連

- (ア) 県民からの相談対応
- (イ) 会員薬局からの相談対応
- (ウ) 薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業への協力と活用促進

③災害・感染対策関連

- (ア) 全県的に計画される災害対策への協力
- (イ) 災害薬事研修(PhDLS)の参加
- (ウ) 新興感染症についての情報収集と対応

④薬薬連携関連

- (ア) 薬薬連携中央会議等を通じて各支部での薬・薬連携の推進

⑤薬局におけるD X関連

- (ア) 電子処方箋対応薬局の促進支援
- (イ) HPKIの取得と活用推進(電子処方箋対応)
- (ウ) 患者及び地域医療への活用と連携(電子お薬手帳など)」

3. 薬業を通じて医薬品の適正使用等医療貢献に関する事業

(1) 薬事情報委員会

本会総務部情報課(以下、薬事情報センターという)が、県民からの医薬品に関する質問や相談に的確に対応することで、医薬品の適正使用等の支援を行う。また、薬機法等薬剤師に係る法令の改正時には関係団体等に迅速な情報提供を行うとともに、啓発用リーフレット等を作成し広報活動により広く一般県民に正確な医薬品情報の伝達を行い、医薬品の安定供給と適正使用を図ることを目的に次の事業を行う。

- ①一般県民の医薬品等に関する質問や相談に対応する専門薬剤師を、薬事情報センターに配置する。なお、薬事情報センター業務は群馬県の補助事業の対象になっている。
- ②FAX一斉同報やメーリングリストにより薬局等に薬事情報の提供を行い、店舗において医薬品の健康被害防止への活用を図る。

- ③一般県民を対象として医薬品等に関するタイムリーなテーマから選定したQ&Aや医薬品情報に関連した記事をマスコミに掲載する。
- ④一般県民向け啓発事業資材として、「かかりつけ薬剤師・薬局」の標語入りポケットティッシュ等の作成を行なっているが、本年は県民の生活スタイルも考慮に入れた啓発資材の見直しを行い、本会や地域薬剤師会が開催するイベント等を通じて配布するとともに、関係団体へも送付し、県民にPRする。
- ⑤アンチ・ドーピングに関して、各種競技に出場するスポーツ選手や関係者からの相談に応じるとともに、スポーツ協会、群馬県等との連携により、この啓発・普及に努める。また、「アンチ・ドーピング研修会」等の研修会開催や会報誌・メーリングリストを通して、JADAが認定するスポーツファーマシストのドーピング防止活動を支援し、一般の薬剤師に対しても同様にアンチ・ドーピングに関する情報の提供を行う。県民に対しては、昨年に引き続き、ぐんまマラソンや群馬県スポーツ協会等のイベントにスポーツファーマシストのブースを設置するなどアウトリーチ活動を行うと共に、アンチドーピングのみならず薬剤師の県民との関わりについても周知する。また、ホームページを利用して県内スポーツファーマシストの情報を公開する。なお、2029年に群馬県にて開催予定の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向けて県内のスポーツファーマシストの研鑽や連携を図る目的で、スポーツファーマシスト向けの研修会を実施する。
- ⑥日本薬剤師会の薬剤イベントモニタリング(DEM)事業に協力する。

4. 優良医薬品の普及及び医薬品流通の適正化に関する事業

(1) OTC検討委員会

一般用医薬品の取り扱いについて、正確な情報の伝達等を行い、薬事関係法令の遵守徹底を図るとともに、医薬品の安全供給と適正使用を推進することにより、一般県民の健康保持に努め、公衆衛生の向上に寄与することを目的として、次の事業を行う。

- ①保険薬局を対象に、セルフメディケーションを支援し、地域医療に貢献するために、OTC医薬品の中からエッセンシャルドラッグを選定し、追加された要指導医薬品・一类医薬品を含め、エッセンシャルドラッグリストの作成及び供給ルートの確保を行い、要望のある薬局に提供する。なお、薬剤師及び登録販売者を対象に、一般用医薬品の適正使用等取り扱い（近年の薬物乱用・オーバードーズ対策を含め）に係わる研修会を併せて実施する。
- ②薬局製剤の製造における原料の安定供給の確保、より安全・安心な販売に必要な確認試験等の研修会を実施する。
- ③薬局を調剤だけでなく、一般用医薬品等の身近なお薬相談処とするため、期間を限定して飲み合わせチェック運動を実施するとともにその集計結果を精査し、発表する。
- ④厚生労働省のガイドラインに則った、本会登録販売者資質向上外部研修会を（近年の薬物乱用・オーバードーズ対策を含め）実施する。

5. 薬事衛生の普及・啓発に関する事業

(1) 会報編集委員会

薬機法関係法令への適切な対応を図り、地域包括ケアシステムにおけるかかりつけ薬剤師・かかりつけ薬局、サポート薬局、各種認定薬剤師・専門薬剤師、スポーツファーマシスト等の推進に寄与する。群馬県病院薬剤師会、高崎健康福祉大学との薬薬学連携によるそれぞれの情報の共有、アンチ・ドーピングや学校保健等、薬剤師に有用な情報、また、災害時などその時々薬剤師の役割などタイムリーかつ重要な情報の提供を行う。

会員のページを充実させ、より多くの会員に読んでもらえるよう努める。これら会員が周知すべき事項の伝達を通し適切な運用を図り、地域に貢献することを目的として次の事業を行う。

- ①年4回（春・夏・秋・冬号）会報の発刊を行う。
- ②会報は会員のみならず、行政、医師会、歯科医師会、各都道府県薬剤師会、群馬県病院薬剤師会及び女性薬剤師会に配布する。
- ③引き続き会員名簿の作成を検討する。

（２）ホームページ委員会

本会が管理するホームページに医療用医薬品及び一般用医薬品の適正使用に係わる情報や副作用情報を掲載することにより、一般県民の医薬品に対する相談の受け入れや正しい薬の使い方の周知を図る。併せて、薬局機能情報を掲載することにより、医療機関から発行される処方せんを受け入れる薬局及び今まで使用した医薬品（一般用医薬品を含む）の薬歴管理並びにセルフメディケーション等の相談に応じてくれる、いわゆる「かかりつけ薬局」を探すことが出来るようにする。この目的のためホームページ管理として次の事業を行う。

- ①一般県民向けページの更新等を行う。
- ②会員向けページの更新等を行う。
- ③県薬メールニュースの登録者更新を行う。
- ④ホームページと県薬メールニュースを併用し、情報を発信する。
- ⑤ホームページ全体のリニューアルをし、更新・維持を円滑に管理し、実施する。
- ⑥eST-aidの活用を推進する。まずは本会役員等の利用にとどめ、災害対策・医療用医薬品在庫管理・医療用医薬品不動薬・メーリングリスト等の機能を実際に運用し、将来的には各地域薬剤師会単位での導入を目指す。
- ⑦ホームページの安全安心運用のためSSL化（個人情報やクレジットカード情報などの重要なデータを暗号化して、サーバからPC間での通信を安全に行うこと）を進める。
- ⑧ペーパーレス会議に必要なツールを紹介し、効率的で円滑な会議の進行を図る。
- ⑨インターネットを使用したテレビ会議（ネット会議）・研修等の利用に必要な設備を提案し対策を行う。
- ⑩各薬局のIT活用に対し危惧する諸問題（UTM等）に対応策を提言し、会報やホームページに掲載する。

6. 地域医療への貢献及び医療安全の確保に関する事業

（１）社会保険委員会

健康保険法をはじめとする社会保険各法並びに医薬品・医療機器等法の保険医療に関する法令を理解し、県民の健康維持・増進を図ると共に、会員に対して医薬品の適正使用と正しい保険請求ができる体制にする。そのために、次の事業を行う。

- ①医療介護総合確保推進法の制定と逐次改正される法律に迅速に対応し、会員への周知徹底を図る。
- ②毎月開催の社会保険委員会におけるQ&Aの充実と、新規で高得点個別指導の理解、遵守を図るため、立会人を派遣し、会員への情報伝達を的確なものにする。
- ③関東信越厚生局群馬事務所・群馬県国民健康保険団体連合会・社会保険支払基金群馬支部と連携を図り、適切な保険請求を会員に伝える。
- ④群馬県医師会、群馬県歯科医師会、群馬県病院薬剤師会との連携により、保険請求上

の問題を協議する。

- ⑤オンライン診療に伴う緊急避妊薬を確実に調剤し、緊急避妊薬を必要とする患者が不安なく薬局を利用できる体制を整備することを目的として研修を実施する。また、緊急避妊薬販売に係る環境整備のためのモデル的調査研究もあわせて実施する。

(2) 在宅医療委員会

高齢化のピークと言われている年を迎え、今や薬局業務の中で必須となっている在宅医療について、関係団体と連携し薬剤師が積極的に関与し、切れ目ない医療を提供する必要がある。在宅医療チームの一員として、薬剤師がその役割を十分に発揮できるような質的向上を図るため、以下の研修事業を行う。

- ①介護施設などの施設職員向けに出張出前講座を行い、薬剤の見識を多職種に高めてもらうのと同時に、薬剤師の関与の必要性について訴えていく。
- ②県民に対して、「お薬なんでも講座(出前講座)」を開催する。
- ③様々な環境下にて薬剤師の在宅医療が速やかに実施できるよう、また薬剤師として在宅医療においても患者のために欠かせない医療者として他職種と連携できるように、県内の薬剤師向けにバイタルサイン研修会、褥瘡研修会更に小児在宅研修会等を開催する。
- ④群馬県自立支援型ケアマネジメント推進事業に係る薬剤師向け研修会を実施する。
- ⑤多くの認定禁煙支援アドバイザーの育成に努める。
- ⑥新オレンジプランに基づく「薬剤師認知症対応力向上研修事業(県委託事業)」について、積極的に関わっていく。
- ⑦他団体と連携し、健康フェスタCKDに参画し、CKD普及啓発活動を行う。

7. 学校における環境衛生及び薬事衛生などの活動等に関する事業

(1) 学校薬剤師委員会

学校保健において学校薬剤師は、重要な役割を担っており、学校における子供たちの保健管理・保健教育は薬剤師の貢献できる仕事である。そこで各薬剤師がその職務に従事していくため、地域薬剤師会会員と共に、次の事業を行う。

- ①求められている学校環境衛生検査が各地域の学校で適切に実施されるよう、情報提供や検査器具の貸し出しを行い、これを支援する。不足している検査器具の補充をする。
- ②日本薬剤師会の全国学校保健調査に協力し、学校環境検査の実施状況を把握し学校環境衛生の問題改善をはかる。
- ③各地域の新人学校薬剤師や既存の学校薬剤師のための学校環境検査・給食室衛生検査・プール検査の為の必要知識等を含めた研修を行う。
- ④各学校で児童・生徒に「喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育・オーバードーズ防止・がん教育」や「医薬品に関する教育」を進める。また、学校だけではなく、地域と一般県民に対しても薬物乱用防止啓発活動を行っていく。
- ⑤スポーツファーマシストの協力を得て、健全なスポーツ育成のためのドーピング防止活動に協力し研修と支援を行う。
- ⑥全国及び関東ブロックの学校保健研究会・学校環境衛生協議会・研修会等に参加し、伝達研修会や会報誌の掲載等を通じ、最新の情報を会員へ周知する。また、ニーズのある課題を会員よりピックアップして研修会を行い、学校薬剤師のスキルを磨く。
- ⑦本会ホームページやメーリングリスト・会報誌を活用して、学校薬剤師に役立つ情報をタイムリーかつ正確に情報伝達し、学校薬剤師活動の充実に努める。

8. 会員を対象とした共益に関する事業

(1) 青年部組織強化委員会Ⅱ

若手薬剤師の会への参画を促し、会の活性化と強化を図るため、医療従事者として薬剤師職能を発揮することで社会的責任を背負い、県民の健康増進に寄与するための知識・技能を習得し、薬剤師が社会的な責任を担っていることを若い薬剤師へ自覚してもらうことを目的に次の事業を行う。

- ①薬学大会等を通じて本会会員のメリット及び可能性を発信していくとともに新規入会者を募る。結果として、本会としての組織強化を図る。
- ②本会の各委員会と協調し、新しい研修システムに相応した研修会を若手ならではの発想をもって提唱する。
- ③各地域薬剤師会での若い薬剤師の会への参画を促すために、委員と地域担当者が協調し、各地域でのイベントの立案・開催を図る。
- ④「リレー・フォー・ライフ・ジャパン2025ぐんま」に参加し、がんに立ち向かう方々の勇気を称え、がん患者や家族、友人、支援者と共に地域一丸となってがん征圧を目指す。